保証規準内容(マンション用)

	保証区分	保証対象	保証期間	保証の対象となる 現象など	適用の除外	備考
構造体以外の下地及び仕上	室内の床	下地材・仕上材及び造 作材		●材質の変質、変形による割れ、反り、きしみ床鳴りの著しいもの	●過度の重量物設置に起因するもの及 び過度の暖房・冷房・湿気によるもの	●買主様(入居者様)の適切な 維持管理を前提とする
	内壁 室内天井 室内階段			●下地の反り、狂い、仕上材の剥離、 変形、割れ、垂れ下がりの著しいもの	●構造上、機能上影響しない亀裂及び 過度の暖房・冷房・湿気によるもの	
	内装	建材・クロスなどの仕上 材	1	●剥離、変形、反り、割れ、垂れ下がりの著しいもの		
	内装付属	アコーディオンカーテン		●動作に影響しない反り、木材の軽微な ●反り、取付不調、動作不良、変形、 ヒビ割れ及び過度の暖房・冷房・湿気に		
	内部建具	建具及び付属部品		隙間の著しい物	よるもの ●網戸の破損	
	内部塗装	塗装及び仕上面		●剥離、亀裂の著しいもの	●過度の暖房・冷房・湿気によるもの	
設備機器	厨房設備	キッチンセット・レンジフー ド		●故障、取付のゆるみ、、支持不足	●異物のつまり、凍結による破損、故障 ●パッキンなどの消耗品 ●経年劣化が原因の風量の弱さ (レンジフード)	
	洗面設備	洗面台、シャワー設備				
	トイレ設備	Mレ本体、洗浄シャワー 設備				
	給排水設備	給排水管	2	●故障、取付のゆるみ、支持不足●給排水管本体からの水漏れ	●お引渡し時に設備の動作確認が出来なかった場合 ●冬季間の動作確認を行うにあたり、お引渡し時に水落としがされている場合、動作確認後の水落としは当社にて行わない為、買主様に通水で同音を確認させて頂きます。その際に買主様のお申し出で通水を行わず動作確認が出来なかった場合 ●異物のつまり、凍結による破損、故障●パッキンなどの消耗品 ●給排水管本体の経年劣化における異臭・赤錆 ●水圧の低下	●製造メーカーの保証期間内及 び定めがある場合はそれに従う
	給湯·冷暖房設備	配管・付帯器具・熱源 機器・及び放熱機器・ ポンプ	1	●故障、取付のゆるみ、支持不足	●お引渡し時に設備の動作確認が出来なかった設備 ●冬季間の動作確認を行うにあたり、お引渡し時に水落としがされている場合、動作確認後の水落としは当社にで行わない為、買主様に通水の可否を確認させて頂きます。その際に買主様のお申し出で通水を行わず動作確認が出来なかった場合 ●異物のつまり、凍結による破損、故障 ●バッキンなどの消耗品 ●配管本体の経年劣化における異臭・赤錆 ●水圧の低下(器具本体に原因があるものは除く)	
	電気設備	配線・配管・分電盤・スイッチ・コンセント	1	●故障、取付のゆるみ、支持不足	●電球・電池・パッキン等の消耗品	
	テレビ視聴設備	配管·配線		●故障、取付のゆるみ、支持不足 ●視聴感度の不具合		
	照明設備	器具本体·周辺機器		●故障、取付のゆるみ、支持不足		
	ガス設備	ガス器具・ガス栓・配 管・付属器具			●ゴムの管	
Ø	アクセサリー(ペーパーホルダー・ タオルホルダー・カーテンレール・ ブラインドなど)	仕上·取付		●取付のゆるみ、支持不足		